



令和6年度 羽鳥小学校だより

はとりっ子 第4号

令和6年6月28日発行

小美玉市立羽鳥小学校
TEL 0299-46-0004

夏休みまで3週間です！

来週から7月に入ります。子どもたちは、暑い中でも元気に学校生活を送ることができています。学校では熱中症防止に気を配りながら、日々の教育活動を進めています。

さて、7月9日（火）は本校の創立記念日です。1892年（明治25年）7月9日に、それまでの竹原尋常小学校羽鳥分教場から独立し、羽鳥尋常小学校になったとのことです。今年度で創立132年目を迎えることとなりました。9日（火）には、創立記念集会を行う予定です。その様子は、本校のHPでお知らせしたいと思います。今月もどうぞ、よろしくお願いいたします。

いじめ事案の対応についてのお願い

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）では、次のことが示されています。（一部抜粋）

（定義）第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

* 本法律ができる以前の「いじめ」は、集団で一人をいじめることと一般的に捉えられていましたが、現在は一人対一人の場合でも、相手の行為により苦痛を感じている場合は「いじめ」と認定し、対応する必要があります。以前のいじめとは、本質的に異なることをご理解ください。

以下について、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 学校では、いじめゼロを目指し、心の教育を日常的に行っています。ご家庭でも「人（友達等）に心身の苦痛を与えることは絶対にしてはいけない」ことをお話してください。
- 学校では、いじめの早期発見のため、定期的に生活アンケートをとり、その内容について学年内で共通理解を図り、対応が必要なものについては生徒指導主事に報告し、必要に応じて管理職の指導のもと、組織的にいじめ対応にあたっています。
- 対応が必要なものについては、迅速に聞き取りを行います。その際、加害児童が自分の過ちを認め、すぐに謝ることができれば、いじめは早い段階で解決することができます。しかし、加害児童・被害児童の言い分が異なると、解決および関係修復が難しくなります。
- 学校は事実の有無の聞き取り（当事者・関係児童）を行い、それを保護者に「事実」としてお伝えします。「事実」と「真実（本当のことは当事者しか分かりません）」は異なる場合がありますが、警察や司法機関ではないので、聞き取り以上のことを行うことはできません。保護者の皆様方には、事実をもとに、どう対応していけばよいのか一緒に考えていければと思います。（法的には、相手方の児童および保護者に面談に来るよう求めたり、謝罪を求めたりすることはできません。双方ともに解決の意思があり、児童同士の関係修復を目指す目的の面談であれば可能です）
- 学校のいじめ解決のゴールは被害児童と加害児童の関係修復です。元通りの関係に戻り、また元気に学校生活を送ることができることを目指しています。それが教育の役割だと考えます。

お願い&お知らせ

- ① 児童の送迎についての再度のお願いです。
 - 正門側駐車場は、特に朝の時間帯は（7時45分から8時00位は多くの児童が登校します）児童の登校と駐車場に入る車と出る車が交錯し、**大変危険な状態**です。保護者からも心配の声が学校に寄せられています。特別な事情がない限りは、**西側駐車場をご利用ください**。
 - 公道上での乗降はおやめください。必ず、駐車場での乗降をお願いします。
 - * 事故が起きてしまってからでは遅いので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 学校では歩道の歩き方について歩道の片側（車道から遠い側）を歩くよう、指導しています。
 - 歩道を広がって歩くことは、他の利用される方にとって迷惑であること。
 - 車道に近い側を歩くことは危険であること。（車が事故により突っ込んでくる可能性がある）歩道を広がって歩いている子どもがいた場合には、保護者の皆様や地域の皆様方からもお声かけいただければ幸いです。また、自分のお子さんにもお話してください。ご協力をお願いいたします。